

添付法令資料 3 :

低炭素排出四輪自動車に関する 2021 年 12 月 28 日付インドネシア共和国
産業大臣規則 No.36 (目次)
同月 31 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 LCEV (*Low Carbon Emission Vehicle*)
 - 第 1 節 範囲 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 2 節 KBH2 (省エネルギー・低価格四輪自動車) (第 4 条及び第 5 条)
 - 第 3 節 ハイブリッド電気四輪自動車 (*Hybrid Electric Vehicle*) (第 6 条)
 - 第 4 節 PHEV (*Plug in Hybrid Electric Vehicle*) (第 7 条)
 - 第 5 節 バッテリーベース KBL (電気四輪自動車) (第 8 条)
 - 第 6 節 FCEV (*Fuel Cell Electric Vehicle*) (第 9 条)
 - 第 7 節 *Flexy Engine* (第 10 条及び第 11 条)
- 第 3 章 決定プロセス
 - 第 1 節 通則 (第 12 条)
 - 第 2 節 事業者の決定 (第 13 条及び第 14 条)
 - 第 3 節 車両の決定 (第 15 条ないし第 17 条)
 - 第 4 節 検証 (第 18 条ないし第 23 条)
 - 第 5 節 検証機関 (第 24 条及び第 25 条)
- 第 4 章 監督及び評価 (第 25 条) (原文ママ)
- 第 5 章 処分 (第 26 条及び第 27 条)
- 第 6 章 終則 (第 28 条)